

第 1 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成 2 5 年 3 月 4 日提出

件数 5 9 件

【内訳】議案 5 8 件（条例関係 2 3 件、予算関係 2 9 件、その他 6 件）
報告 1 件（損害賠償の額の決定及び和解 3 件）

議案の要旨

条例関係

議案第 1 号 南相馬市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

増大する復旧・復興業務に従事する職員数を確保するため、職員定数の変更について、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正理由

東日本大震災及び原子力災害に伴う復旧・復興業務に従事させるため、平成 2 4 年度から任期付職員の採用等により職員数の確保を図ってきたが、平成 2 5 年 4 月 1 日付けの市長補助機関の職員配置予定数が現行条例で規定する職員定数を上回るため。

2 職員定数の変更（附則第 2 項関係）

市長の補助機関である一般（市立病院を除く）の職員の定数を、当分の間、次のとおりとする。

（単位：人）

		改正前	増減	改正後
職員の定数	全体定数	9 5 7	5 0	1 , 0 0 7
	一般の職員	4 5 0	5 0	5 0 0

3 施行日 公布の日

議案第 2 号 南相馬市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

総合病院の基幹型臨床研修病院の指定に伴い、医療職員に支給する指導医手当等を定めるとともに、市立病院及び高松ホームの人材確保策として、交替制夜間勤務職員に支給する特殊勤務手当に、その勤務の全てが深夜となる場合の区分を新たに設けるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正理由

(1) 臨床研修病院指定に係る特殊勤務手当の新設

総合病院は、恒常的な医師不足に対する医師確保の一助とするとともに医療スタッフのスキルの維持向上のため、臨床研修病院の指定を受け、平成25年4月1日より臨床研修医2名の受入を予定している。この指定に伴い、一定の体制づくりが必要となる。

ア) 医師法第16条の2第1項に定める臨床研修に関する省令に基づく「指導医」の配置

イ) 研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導等を行う「プログラム責任者」の配置

ウ) 院内における医療の安全管理に関する意識の向上などの業務に従事する「安全管理に従事する者」の配置

(2) 交替制夜間勤務職員の特殊勤務手当の追加

総合病院の看護師及び高松ホームの寮母の人材確保策として、勤務時間の全てが深夜（午後10時から午前5時）となる区分を新たに設ける。

2 改正内容

(1) 新設する特殊勤務手当（第4条関係）

区分	対象	手当額（月額）
指導医手当	指導医の資格を持つ医師	2万円
	その他の医師で指導を行う医師	1万円
プログラム責任者手当	医師	2万円
安全管理手当	医師	2万円

(2) 交替制夜間勤務職員の特殊勤務手当（第6条関係）

- ・ 対象 総合病院の看護師、高松ホームの寮母、クリーンセンター職員
- ・ 勤務時間 その勤務時間が深夜の全部【午後10時から午前5時まで】
- ・ 手当額 6,200円

3 施行日 平成25年4月1日

議案第 3 号 南相馬市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

道路法施行令の一部改正に伴い、同令に準じて定めている使用料を改めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 土地を次の用途に使用する場合の使用料の改正（別表関係）

水道管、下水道管、ガス管、地下ケーブル等の管類を布設するために使用する
場合

改正後		改正前	
外 径	年間使用料	外 径	年間使用料
0.07m未満	21円/m	0.07m未満	24円/m
0.07m以上0.1m未満	30円/m	0.07m以上0.1m未満	34円/m
0.1m以上0.15m未満	45円/m	0.1m以上0.15m未満	51円/m
0.15m以上0.2m未満	60円/m	0.15m以上0.2m未満	67円/m
0.2m以上0.3m未満	90円/m	0.2m以上0.3m未満	100円/m
0.3m以上0.4m未満	120円/m	0.3m以上0.4m未満	130円/m
0.4m以上0.7m未満	210円/m	0.4m以上0.7m未満	240円/m
0.7m以上1.0m未満	300円/m	0.7m以上1.0m未満	340円/m
1.0m以上	600円/m	1.0m以上	670円/m

2 施行日 平成 2 5 年 4 月 1 日

議案第 4 号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

地方税法等の一部改正に伴い、市税に関する市行政手続条例の適用除外の規定を改めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正理由

税に係る透明性の拡大、処分の適正化を図るという観点から、地方税法及び国税通則法が改正され、税の処分の理由附記が適用されることとされた。

【平成 2 5 年 1 月 1 日施行】

市税条例についても、地方税法に準拠し改正するものである。

2 改正内容

行政手続条例の適用除外から除く事項（第6条の2関係）

次表の事項について適用する旨の改正を行う。

		事 項	税の処分の具体的な内容
		行政手続条例	第 8 条
	第 14 条	不利益処分の理由の提示	徴収猶予の取消し、差押 など

3 施行日 平成 2 5 年 4 月 1 日

議案第 5 号	南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について
----------------	---

【趣旨】

原子力災害による被災者に対する平成 2 5 年度の国民健康保険税及び介護保険料の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正理由

原子力災害による被災者に対する国の財政支援が 1 年間延長することが示されことから、国保税及び介護保険料の減免を継続するものである。

2 国保税及び介護保険料の全額減免（第 3 条、第 4 条関係）

対象世帯（者）	平成 2 5 年度減免の適用要件	
	国保税	介護保険料
旧警戒区域等 旧警戒区域、旧計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域の対象世帯 当該指示が解除となり、避難又は退避を行っていた場合を含む。	平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の間に普通徴収の納期限が到来する平成 25 年度分	平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する平成 25 年度分

対象世帯（者）	平成 2 5 年度減免の適用要件	
	国保税	介護保険料
<p>特定避難勧奨地点</p> <p>特定避難勧奨地点の住居に居住していたため避難を行っている世帯 解除となり、避難を行っていた場合を含む。</p>	<p>特定避難勧奨地点の特定した旨の通知があった日の属する月分以降の平成 25 年度分</p>	<p>特定避難勧奨地点の特定した旨の通知があった日の属する月分以降の平成 25 年度分</p>

遡及分の適用

14日以内に国保加入手続又は転入手続等が行われなかったため、平成25年3月分以前の国保税又は介護保険料の納期限が平成25年4月1日以降に設定されている場合

平成23年3月分以降の保険料

3 施行日 平成25年4月1日

議案第6号 南相馬市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（以下「平成23年特別令」）の一部改正に伴い、引用する同政令の項に移動が生じたため、必要な改正を行うものである。

【主な内容】

1 改正理由

平成23年特別令第14条第3項として、東日本大震災の災害援護資金の貸付に係る被害を受けた世帯の所得の算定について、被災世帯の所得状況をより反映するため、平成23年の所得（平成24年度分の市町村民税課税所得）が平成21年の所得（平成22年度分の市町村民税課税所得）を下回る場合は、これにより算定できる規定が新たに追加され、従来の第3項以降が1項ずつ繰り下げられた。

【平成25年1月17日施行】

2 改正内容

引用する平成23年特別令に「項ずれ」が生じたため、次のように改める。

（附則第4項関係）

【改正前】

【改正後】

第14条第7項

第14条第8項

3 施行日 公布の日

議案第7号	南相馬市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例及び南相馬市地域生活支援事業手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
-------	---

【趣旨】

障害者自立支援法の一部改正に伴い、引用する同法の題名を改めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 法改正の趣旨

国は、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることとし、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改題するなど所要の改正を行った。

【平成25年4月1日施行】

2 改正内容

2件の条例中に引用する法の名称を、それぞれ次のように改める。

重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部改正（第3条第1項関係）

地域生活支援事業手数料徴収条例の一部改正（第1条関係）

【改正前】

障害者自立支援法

【改正後】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

3 施行日 平成25年4月1日

議案第 8 号 南相馬市新型インフルエンザ等対策本部条例制定について

【趣旨】

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 37 条において準用する同法第 26 条の規定に基づき、南相馬市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 法律の制定

国は、平成 23 年 9 月、平成 21 年に豚由来の H1N1 の新型インフルエンザによるパンデミック対処の教訓を盛り込んだ政府行動計画を改定し、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下「法」)を制定した。

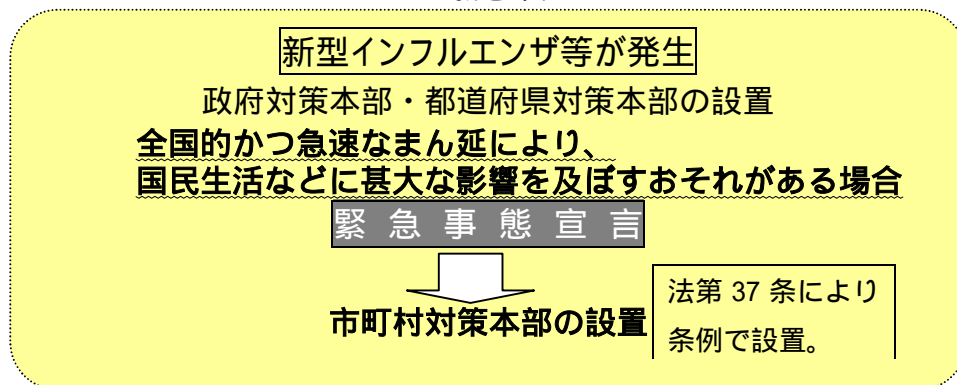
【平成 24 年 5 月 11 日公布 春頃施行予定】

新型インフルエンザ等 (1) から

法の目的

- ✚ 国民の生命及び健康を保護する
- ✚ 国民の生活及び経済に与える影響を最小限のものとする

- 1 新型インフルエンザ等 ... 新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症



2 条例の概要

定める項目	条	内 容
組織	第 2 条	対策本部長、副本部長、本部員等について規定。法により本部長は市長とされる。
会議	第 3 条	本部長が円滑な情報交換及び連絡調整のため会議を招集
部	第 4 条	必要があるときは、対策本部に部を置くこと。

3 施行日 法の施行の日から施行

(平成 24 年 5 月 11 日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日)

議案第9号 南相馬市看護師等修学資金貸与条例の制定について

【趣旨】

市内医療機関の看護師等の数が減少していることから、将来本市の医療機関に勤務する看護師等の確保及び定着を図るため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 条例の概要

定める項目	条	内 容																	
修学資金の貸与契約	第2条	保健師助産師看護師法に基づく学校等養成施設に在学する者が、将来市内の病院又は診療所(歯科医業を行う場所を除く)(以下「指定施設」)で看護師等の業務に従事しようとするものに「看護師等修学資金」(以下「修学資金」)を貸与する。 無利息とし、貸与契約を締結																	
修学資金の種類、額、貸与期間	第3条 第4条	<table border="1"> <thead> <tr> <th>修学資金の種類</th> <th>授業料相当の資金(月額)</th> <th>生活費相当資金(月額)</th> <th>入学資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養成施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校、大学、保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所</td> <td>45,000円以内</td> <td rowspan="2">55,000円以内</td> <td rowspan="2">入学金として納める額</td> </tr> <tr> <td>准看護師養成所</td> <td>34,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>	修学資金の種類	授業料相当の資金(月額)	生活費相当資金(月額)	入学資金	養成施設				学校、大学、保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所	45,000円以内	55,000円以内	入学金として納める額	准看護師養成所	34,000円以内			
		修学資金の種類	授業料相当の資金(月額)	生活費相当資金(月額)	入学資金														
		養成施設																	
学校、大学、保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所	45,000円以内	55,000円以内	入学金として納める額																
准看護師養成所	34,000円以内																		
貸与期間 契約に定めた月から修学期間が終了する月まで																			
契約の解除及び貸与の休止	第6条	契約の解除の場合 ア)退学(退所)したとき イ)心身の故障のため修学の見込み、学業成績が著しく不良と認められるとき ウ)貸与を受けることを辞退したとき エ)死亡したとき オ)その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき 貸与の中止 休学(休所)し、又は停学(停所)の処分を受けた月の翌月の分から復学(復所)した月の分まで																	
修学資金の返還免除	第7条 第8条	【必要条件】 養成施設を卒業した後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定施設において、看護師等の業務に従事すること。																	

定める項目	条	内 容
		<p>全額免除の場合（当然免除）</p> <p>ア）従事期間が貸与期間に相当する期間に達したとき</p> <p>イ）従事中において、業務上の理由で死亡又は業務に起因する心身の故障のため業務継続ができなくなったとき</p> <p>全部又は一部免除の場合（裁量免除）</p> <p>ア）相当期間看護師等の業務に従事したとき</p> <p>イ）従事期間中に災害、疾病、その他やむを得ない理由により、上記 ア）の要件を満たすことができなくなったとき</p> <p>【一部免除の際の返還額の例】</p> <p>免除額 = 貸与金額 × 従事期間 ÷ 貸与期間（規則で規定）</p> <p>看護学校在学中、修学資金の貸与を3年間受け、卒業後、直ちに指定施設で2年勤務したのち、結婚により、勤務しなくなった場合。</p> <p>貸与総額 @ 8万円 × 12月 × 3年 = 288万円</p> <p>免除額 288万円 × 2年 ÷ 3年 = 192万円</p> <p>返還額 288万円 - 192万円 = 96万円</p>
返還	第9条	<p>次のいずれかに該当する場合、原則として一括返還させる。</p> <p>第6条における退学等により契約が解除されたとき</p> <p>養成施設を卒業後直ちに免許を取得しなかったとき</p> <p>免許取得後、直ちに市内医療機関で看護師等の業務に従事しなかったとき</p> <p>返還債務の免除前に、看護師等業務以外の理由により死亡又は市内医療機関で看護師等の業務に従事しなくなったとき</p>
返還債務の履行猶予	第10条	<p>次のいずれかに該当する場合、返還債務の履行を猶予することができる。</p> <p>免許取得後直ちに指定施設において看護師等の業務に従事しているとき 当該業務に従事している期間</p> <p>養成施設卒業後引き続き他の養成施設に入学（入所）したとき その在学期間</p> <p>災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が困難なとき その理由が継続する期間</p>

2 施行日及び失効日

- (1) 施行日 平成25年4月1日
- (2) 失効日 平成33年3月31日

議案第10号 南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

介護保険法第129条の規定に基づき、平成25年度及び平成26年度における新たな保険料率を定めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正理由

原則計画期間を3か年としている介護保険事業計画は、見直し年度にあたる平成23年度は震災等により見直しができなかったことから、平成24年度第5期介護保険事業計画を策定し、保険料率の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 介護保険料率の改定

2か年度の第1号被保険者（65歳以上の方）の新たな保険料率を定める。

（第4条関係）

(2) 低所得者の負担軽減措置

介護保険法施行令の一部改正により、平成24年4月1日から介護保険制度の一部が変更となり、その中で保険料率の区分が変更《低所得者の負担軽減を図るため、第3段階及び第4段階に軽減措置を講ずることが可能》されたため、必要な改正を行うものである。

（附則第3条関係）

保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合

段階	条項号	対象者	基準額に対する割合 (基準額×割合)	月額(単位 円)	
				第5期 保険料 改正後	第4期 保険料 改正前
第1段階	第4条 第1号	生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	0.50	2,361	1,550
第2段階	第4条 第2号	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.50	2,361	1,550
第3段階	改正条例 附則第3項	世帯全員が市民税非課税であって、第2段階以外の人 本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の人	0.63	2,975 (新設)	-
	第4条 第3号	上記以外の人	0.75	3,542	2,325

段階	条項号	対象者	基準額に対する割合 (基準額×割合)	月額(単位 円)	
				第5期 保険料 改正後	第4期 保険料 改正前
第4段階 (基準)		本人が市民税非課税の人 (世帯内に市民税課税者がいる場合)			
	改正条例 附則第4項	本人の合計所得金額+課税年金収入 額が80万円以下の人	0.83	3,919	2,573
	第4条 第4号	上記以外の人	1.00	4,722	3,100
第5段階	第4条 第5号	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が 125万円以下の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階 の額の適用により非保護者となるもの	1.08	5,100	3,348
第6段階	第4条 第6号	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が 190万円未満の人 改正前 200万円未満 イ 本人が要保護者であって、当該段階 の額の適用により非保護者となるもの	1.25	5,903	3,875
第7段階	第4条 第7号	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が 190万円以上の人 改正前 200万円以上 イ 本人が要保護者であって、当該段階 の額の適用により非保護者となるもの	1.50	7,083	4,650
第8段階	第4条 第8号	本人が市民税課税で合計所得金額が 500万円以上の人	1.75	8,264	5,425

3 施行日 平成25年4月1日

**議案第11号 南相馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例制定について**

【趣旨】

介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営の基準等を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 対象とする指定地域密着型サービスの事業(表1)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	認知症対応型共同生活介護
夜間対応型訪問介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
認知症対応型通所介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護
小規模多機能型居宅介護	複合型サービス

2 条例制定の考え方

- (1) 地域主権一括法(第1次)においては、「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」の三類型が示されており、条例制定する際は当該基準を適正に盛り込むこととされている。

基準	内 容	
従うべき基準	<p>条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの</p> <p>従業員に係る基準及び従業員の人数 居室等の床面積 利用定員(小規模多機能型居宅介護(注4)、認知症対応型通所介護(注3)) 運営に関する事項のうち、利用者・入所者等の人権に直結する次の項目</p>	
	各サービスに共通的なもの	<p>内容、手続の説明・同意 秘密保持等 提供拒否の禁止 事故発生時の対応</p>
	個別のサービスに該当するもの	<p>同居家族に対するサービス提供の禁止 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(注1)、夜間対応型訪問介護(注2) 身体拘束等の禁止等 小規模多機能型居宅介護(注4)、認知症対応型共同生活介護(注5)、地域密着型特定施設入居者生活介護(注6)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(注7)、複合型サービス(注8)</p> <p>利用者の負担で従業者以外の者による介護の禁止 小規模多機能型居宅介護(注4)、認知症対応型共同生活介護(注5)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(注7)、複合型サービス(注8) 入院期間中の取扱い 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(注7)</p>
標準	<p>法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの</p> <p>・利用定員 認知症対応型共同生活介護(注5)、複合型サービス(注8)</p>	
参酌すべき基準	<p>地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの</p> <p>・設備及び運営の基準(上記基準に含まれるものを除く。)</p>	

《注釈》

	サービス名	サービス内容
(注1)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (要介護1～5の方)	24時間対応の訪問サービスであり、1日複数回の短時間の定期巡回サービス、利用者からの通報による随時対応サービス・随時訪問サービス、看護職員による訪問看護サービスを提供し、高齢者が安心して居宅で生活が送れるよう必要な援助を行うもの
(注2)	夜間対応型訪問介護 (要介護1～5の方)	夜間に限定した訪問サービスであり、訪問介護員が居宅を訪問し入浴・排せつ・食事等日常生活上の世話、緊急時の対応などを行い、夜間においても高齢者が安心して居宅で生活が送れるよう必要な援助を行うもの
(注3)	(介護予防)認知症対応型通所介護 (要支援1・2、要介護1～5の方)	認知症の高齢者が、定員12人以内の小規模なデイサービスに通い、家庭的な環境の下で入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談、機能訓練等を行い、利用者の社会的孤独感の解消と心身の機能の維持、家族の介護負担の軽減を図るもの
(注4)	(介護予防)小規模多機能型居宅介護 (要支援1・2、要介護1～5の方)	居宅で、またはサービス拠点への通所や短期間宿泊により、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談、機能訓練等のサービスを受けることにより居宅生活の継続を支援するもの
(注5)	(介護予防)認知症対応型共同生活介護 (要支援2、要介護1～5の方)	認知症の要支援2及び要介護の高齢者が、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護等の日常生活上の支援と機能訓練を行い、生活機能の維持・向上をめざすもの
(注6)	地域密着型特定施設入居者生活介護 (要介護1～5の方)	有料老人ホームなどの介護専用型特定施設のうち入居定員が29人以下のものに入居し、入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談、機能訓練等及び療養上の世話等のサービスを受け、高齢者が自立した日常生活を営めるよう必要な援助を行うもの
(注7)	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 (要介護1～5の方)	定員29人以下の特別養護老人ホームに入居し、入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談、機能訓練等及び療養上の世話等のサービスを受け、高齢者が自立した日常生活を営めるよう必要な援助を行うもの
(注8)	複合型サービス (要介護1～5の方)	小規模多機能型居宅介護のサービスに訪問看護のサービスを組み合わせ、介護度の高い高齢者や医療ニーズの高い高齢者であっても居宅における生活の継続が可能となるよう、必要な援助を行うもの

(2) 本市における標準及び参酌すべき基準についての考え方

指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業については、現在、職員の配置基準、居室の面積等の設備基準及び入所者の処遇等に関する運営基準について、既に詳細な基準が省令により定められており、現行規程において利用者に対する介護サービスや安全性等は十分に確保されると判断されることから、本条例内容は現行の省令内容を基本として制定するものである。

3 条例の概要

定める項目	章・条項	内 容
趣旨	第1条 第2項	指定地域密着型サービスの事業者は、法人とする。
指定地域密着型サービス事業の一般原則	第3条	指定地域密着型サービス事業者は、次の事項に努めること。 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供 地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携
基本方針、人員等に関する基準	第2章 ～ 第9章	上記表1の定期巡回・随時対応型訪問介護看護など8サービスの基本方針、人員、設備及び運営等に関する基準を定める。 第4条から第202条まで
経過措置	附則第2条 ～ 第18条	この条例の施行の際現に指定を受けている事業者に対する適用

【参考】

地域密着型（介護予防）サービス事業所一覧

サービス名	市内の事業者数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
夜間対応型訪問介護	0
認知症対応型通所介護（介護予防含む。）	3
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む。）	1 (H25.10開所予定)
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む。）	5
地域密着型特定施設入居者生活介護	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
複合型サービス	0

4 施行日 平成25年4月1日

議案第12号	南相馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例制定について
--------	---

【趣旨】

介護保険法の一部改正に伴い、地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 対象とする指定地域密着型介護予防サービスの事業

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

2 条例制定の考え方

「南相馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例制定」の記載内容と同じ。

3 条例の概要

定める項目	章・条項	内 容
趣旨	第1条 第2項	指定地域密着型介護予防サービスの事業者は、法人とする。
指定地域密着型介護予防サービス事業の一般原則	第3条	指定地域密着型介護予防サービス事業者は、次の事項に努めること。 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供 地域との結び付きを重視し、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに市との連携
基本方針、人員等に関する基準	第2章 ～ 第4章	上記の介護予防認知症対応型通所介護など3サービスについて基本方針、人員、設備及び運営等に関する基準を定める。 第4条から第90条まで
経過措置	附則第2条 第3条	この条例の施行の際現に指定を受けている事業者に対する適用

4 施行日 平成25年4月1日

議案第13号 南相馬市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

都市公園法の一部改正に伴い、都市公園の配置及び規模並びに公園施設の設置に関する基準を定めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 条例の概要

定める項目	条	内 容								
都市公園の配置及び規模に関する技術的基準	第1条の2	都市公園の市民一人当たりの敷地面積の標準 30㎡ 市街地（用途地域）の都市公園の市民一人当たりの敷地面積 5㎡ 都市公園の設置基準 ア）街区公園の規模 0.25ha イ）近隣公園の規模 2ha ウ）地区公園の規模 4ha エ）総合公園及び運動公園の規模 利用目的に応じて機能を十分に発揮することができる面積 オ）公害、災害防止目的の緩衝緑地、樹林地等保護、休息等の目的の特殊公園等の規模 設置目的に応じて機能を十分に発揮することができる面積								
都市公園の公園施設の設置基準	第1条の3	【通常値】 都市公園内の建築物の建ぺい率 2% 通常値に加算できる割合（特例建ぺい率） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">建築物の建築面積の総計の敷地面積に対する割合</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">特例</td> <td>休憩施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫等 10%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">で加算 できる値</td> <td>休憩施設、教養施設のうち文化財保護法、景観法、歴史的風致の関係法の施設 20%</td> </tr> </table> に加算できる割合 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場等 10%</td> </tr> <tr> <td>仮設公園施設 2%</td> </tr> </table>	建築物の建築面積の総計の敷地面積に対する割合		特例	休憩施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫等 10%	で加算 できる値	休憩施設、教養施設のうち文化財保護法、景観法、歴史的風致の関係法の施設 20%	屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場等 10%	仮設公園施設 2%
建築物の建築面積の総計の敷地面積に対する割合										
特例	休憩施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫等 10%									
で加算 できる値	休憩施設、教養施設のうち文化財保護法、景観法、歴史的風致の関係法の施設 20%									
	屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場等 10%									
仮設公園施設 2%										

2 施行日 平成25年4月1日

議案第14号 南相馬市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例制定について

【趣旨】

高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときの移動等円滑化に必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 条例の概要

定める項目	条	内 容								
園路及び広場	第3条	出入口、通路、階段、傾斜路及び転落防止の設備の基準、主要な公園施設に接していることについて定めるもの。 《主な基準》								
		<table border="1"> <tr> <td>出入口</td> <td>原則 幅 120 c m 以上</td> <td>通路</td> <td>原則 幅 180 c m 以上</td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>手すりを両側に設けること。</td> <td>傾斜路</td> <td>原則 幅 120 c m 以上</td> </tr> </table>	出入口	原則 幅 120 c m 以上	通路	原則 幅 180 c m 以上	階段	手すりを両側に設けること。	傾斜路	原則 幅 120 c m 以上
		出入口	原則 幅 120 c m 以上	通路	原則 幅 180 c m 以上					
階段	手すりを両側に設けること。	傾斜路	原則 幅 120 c m 以上							
転落防止の設備 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所に、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の転落を防止するための設備を設けること。										
屋根付広場	第4条	出入口、車椅子使用者の利用する広さ								
		<table border="1"> <tr> <td>出入口</td> <td>原則 幅 120 c m 以上</td> <td>広さ</td> <td>車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保</td> </tr> </table>	出入口	原則 幅 120 c m 以上	広さ	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保				
出入口	原則 幅 120 c m 以上	広さ	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保							
休憩所及び管理事務所	第5条	出入口、カウンター、便所								
		<table border="1"> <tr> <td>出入口</td> <td>原則 幅 120 c m 以上</td> <td>カウンター</td> <td>幅 80 c m 以上 高さ 70 ~ 80 c m</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td colspan="3">うち1つは、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合すること。</td> </tr> </table>	出入口	原則 幅 120 c m 以上	カウンター	幅 80 c m 以上 高さ 70 ~ 80 c m	便所	うち1つは、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合すること。		
出入口	原則 幅 120 c m 以上	カウンター	幅 80 c m 以上 高さ 70 ~ 80 c m							
便所	うち1つは、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合すること。									
駐車場	第7条	車椅子使用者用駐車施設の数、位置、通路								
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">数</td> <td>《全駐車台数 200 以下の場合》 全台数 × 50 分の 1 = X 台以上</td> </tr> <tr> <td>《全駐車台数 200 超える場合》 (全台数 × 100 分の 1) + 2 = Y 台以上</td> </tr> </table>	数	《全駐車台数 200 以下の場合》 全台数 × 50 分の 1 = X 台以上	《全駐車台数 200 超える場合》 (全台数 × 100 分の 1) + 2 = Y 台以上					
数	《全駐車台数 200 以下の場合》 全台数 × 50 分の 1 = X 台以上									
	《全駐車台数 200 超える場合》 (全台数 × 100 分の 1) + 2 = Y 台以上									
便所	第8条 ~ 第10条	床の表面 粗面又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。 男子用小便器を設ける場合は、両側に手すりを設置 出入口 幅 80 c m 以上 など								

定める項目	条	内 容
水飲場及び手洗場、掲示板及び標識配置を標示する標識	第11条 ～ 第13条	それぞれの構造、内容、必要に応じて点字等による掲示について定めるもの。
一時使用目的の特定公園施設	第14条	災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

2 施行日 平成25年4月1日

議案第15号 南相馬市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅及び共同施設の整備基準を定めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正内容

(1) 定義の追加（第3条第3号関係）

「市営住宅等」…市営住宅及び共同施設

(2) 市営住宅等の整備基準の追加（第3条の2～第3条の17関係）

1 表右欄の点線枠内は、規則の規定

2 評価方法基準（平成13年国交省告示第1347号）

定める項目	条	内 容
・健全な地域社会の形成 ・良好な居住環境の確保	第3条の3 第3条の4	周辺地域を含めた健全な地域社会の形成に資すること。 地震、津波その他の災害等に対する安全、衛生、美観等を考慮し、入居者等に安心かつ便利で快適なものとする。
費用の縮減への配慮	第3条の5	設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保 建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮
・位置の選定 ・敷地の安全等	第3条の6 第3条の7	《市営住宅等の敷地の位置の選定》 災害発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避ける。 通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮

定める項目	条	内 容
		<p>《安全対策》</p> <p>地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地等は、地盤改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずる。 敷地に雨水及び汚水を有効に排出又は処理に必要な施設を設ける。</p>
住棟等の基準	第3条の8	<p>《住棟その他の建築物（以下「住棟等」）の配置》</p> <p>敷地内と周辺地域の良好な居住環境を確保するため必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保 災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮</p>
住宅の基準	第3条の9	<p>次項について適切な措置を講ずる。 防火、避難及び防犯 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化 評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級4又は等級3</p> <p>住宅の床及び外壁の開口部に、遮音性能の確保 ア) 評価方法基準第5の8の8-1(3)イの等級2又は第5の8の8-1(3)ロ c 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅は、(3)ロ d イ) 第5の8の8-4(3)の等級2</p> <p>住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分に、劣化の軽減措置 評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級3 木造の住宅は、評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級2</p> <p>住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管に、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検、補修を行うことができる措置 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4-1(3)及び4-2(3)の等級2</p>
住戸の基準	第3条の10	<p>市営住宅の一戸の床面積の合計 25㎡以上 共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。 <例外> 共用部分に共同利用する適切な台所、浴室を設ける場合はこの限りでない。 各住戸に、台所、水洗便所、洗面設備、浴室、テレビジョン受信設備、電話配線を設ける。</p> <p>居室における化学物質の発散による衛生上の支障の防止 評価方法基準第5の6の6-1(2)イ の特定建材を使用する場合は、同(3)ロの等級3</p>

定める項目	条	内 容
住戸内の各部	第3条の11	<p>移動の利便性及び安全性の確保 高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置</p> <p>評価方法基準第5の9の9-1(3)の等級3</p>
共用部分	第3条の12	<p>高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保</p> <p>評価方法基準第5の9の9-2(3)の等級3</p>
附帯施設	第3条の13	自転車置場、物置、ごみ置場等の設置
児童遊園	第3条の14	敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じ、入居者の利便及び児童等の安全を確保
集会所	第3条の15	<p>敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じ、入居者の利便性を確保</p> <p>入居者相互間、入居者とその周辺地域住民との間の交流が促進されるよう配慮</p>
広場及び緑地	第3条の16	位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するよう考慮
通路	第3条の17	<p>敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺状況に応じ、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模、構造で合理的に配置</p> <p>通路の階段には、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助すり又は傾斜路を設置</p>

2 施行日 平成25年4月1日

議案第16号 南相馬市市道の構造の技術的基準に関する条例制定について

【趣旨】

道路法の一部改正に伴い、市道の構造の技術的基準を定めるため、新たに制定するもの。

【主な内容】

1 条例の概要

市道の構造の技術的基準は、次表の太枠内の道路について、道路構造令（以下「政令」）の規定に準拠し定める。

(1) 道路の区分（第3条関係）

構造の技術的基準を定める区分は第3種及び第4種とする。

《政令第3条の道路の区分》

区分	道路の存する地域	
高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の道路の別	地方部	都市部
高速自動車国道及び自動車専用道路	第1種	第2種
その他の道路	第3種	第4種

第1種及び第2種の高速自動車国道及び自動車専用道路、積雪寒冷地域の規定及び路面電車等の規定は除く。

(2) 車線等（第4条第2項、第3項関係）

《2車線》			
計画交通量が、次表の値以下の道路			
区分	地形	設計基準交通量 (1日当たり)	
第3種	第2級	平地部	9千台
	第3級	平地部	8千台
		山地部	6千台
	第4級	平地部	8千台
山地部		6千台	
第4種	第1級		1万2千台
	第2級		1万台
	第3級		9千台
【交差点の多い第4種の道路】 設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。			

《4車線以上》			
区分	地形	1車線当たりの設計基準交通量 (1日当たり)	
第3種	第2級	平地部	9千台
		山地部	7千台
	第3級	平地部	8千台
		山地部	6千台
	第4級	山地部	5千台
第4種	第1級		1万2千台
	第2級		1万台
	第3級		1万台
【交差点の多い第4種の道路】 1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。			

(3) 車線の幅員（第4条第4項関係）

区分			車線の幅員(m)	備考
第3種	第2級	普通道路	3.25	必要がある場合、同欄に掲げる値に0.25mを加えた値も可
		小型道路	2.75	
	第3級	普通道路	3	
		小型道路	2.75	
	第4級		2.75	
第4種	第1級	普通道路	3.25	必要がある場合、同欄に掲げる値に0.25mを加えた値も可
		小型道路	2.75	
	第2級及び第3級	普通道路	3	
		小型道路	2.75	
第3種第5級、第4種第4級の普通道路			4m	

(4) 車道の路肩（第7条関係）

区分			路肩の幅員(m以上)	
			左側	右側
第3種	第2級から第4級まで	普通道路	0.75	0.5 まで縮小可
		小型道路	0.5	
	第5級	0.5	0.5	
第4種				0.5

(5) 停車帯等（第8条～第13条関係）

区分			主な基準
停車帯	第4種 第4級除く	幅員	2.5m 大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合、1.5mまで縮小可
自転車道	第3種、第4種 自動車・自転車の交通量が多いもの	幅員	2m以上 地形の状況により1.5mまで縮小可
自転車歩行者道	第3種、第4種	歩行者の交通量が多い道路	4m以上
		その他	2m以上

区分		主な基準	
歩道	第3種、第4種の 一部	歩行者の交通 量が多い道路	3.5 m以上
		その他	1.5 m以上
植樹帯	第4種第1級及 び第2級	幅員	1.5 m

(6) 設計速度（第14条関係）

区分		設計速度（1時間につき）	
		基準	地形の形状などでやむ を得ない場合の値
第3種	第2級	60 km	50又は40 km
	第3級	60、50又は40 km	30 km
	第4級	50、40又は30 km	20 km
	第5級	40、30又は20 km	
第4種	第1級	60 km	50又は40 km
	第2級	60、50又は40 km	30 km
	第3級	50、40又は30 km	20 km
	第4級	40、30又は20 km	

(7) その他の定める主な基準項目（第15条～第42条関係）

登坂車線の幅員等	排水施設の設置	待避所の設置	交通安全施設の設置
防護施設の設置	トンネルの換気・照明・非常用施設の設置	自転車専用道路及び 自転車歩行者専用道 路の幅員等	歩行者専用道路等の 幅員

2 施行日 平成25年4月1日

議案第17号 南相馬市市道に設ける道路標識の寸法に関する条例制定について

【趣旨】

道路法の一部改正に伴い、市道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法を定めるため、新たに制定するもの。

【主な内容】

1 条例の概要（第3条関係）

道路標識の寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「標識令」）別表第2の規定に準拠し定める。ただし、次項の規定は除く。

自動車専用道路に設置する標識等に関する規定

市道に設ける案内標識のうち、文字の大きさが設計速度に応じて決まるもので、設計速度60km/毎時を超える場合に関する規定

(1) 本標識板（本標識の標示板）の寸法			
ア	基準	標識令別表第2の寸法（単位はcm）	
	案内標識・警戒標識	表示、拡大範囲など	
イ	駐車場	「便所」の表示	横寸法を2.5倍まで拡大可
ウ	駐車場 総重量限度緩和指定道路 高さ限度緩和指定道路 まわり道（120-A）	道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合	1.3倍、1.6倍又は2倍に拡大可 イの規定で横寸法を拡大する場合は、拡大後の図示の寸法
エ	登坂車線 道路の通称名		1.5倍又は2倍
オ	道路の通称名	文字数により図示の横寸法を拡大可	
(2) 本標識板の文字（数字を含む。イを除き、以下同じ。）記号の大きさ、縁、縁線及び区分線の太さ			
ア	基準	標識令別表第2の寸法	
イ	市町村 方面、方向及び距離 方面及び距離 方面及び方向の予告 方面及び方向 著名地点（114-A） 主要地点 乗合自動車停留所	設計速度(単位:km/毎時)	文字の大きさ(単位:cm)
		40、50又は60	20
		30以下	10
		ローマ字は2分の1 必要に応じて、1.5倍、2倍、2.5倍、3倍に拡大可	

ウ	方面、方向及び道路の 通称名の予告 方面、方向及び道路の 通称名	・矢印外の文字 ・矢印中の文字	イのとおり 矢印外の文字の0.6倍
エ	著名地点(114 B)	10cmを標準	
オ	市町村 方面、方向及び距離 方面及び距離 その他9標識	市章、公共施設等 の形状等を表す 記号の表示	日本字の大きさの1.7倍以下
カ	駐車場	「便所」の表示	駐車場表示記号の0.7倍以下の大きさ
キ	縁、縁線及び区分線の太さ		
	待避所、駐車場、まわり道 (120-B)	9mm	
	総重量限度緩和指定道路、 高さ限度緩和指定道路	16mm	
	登坂車線	10mm	
	道路の通称名	8mm	
	警戒標識	12mm	
(3) 補助標識板の寸法			
ア	基準	標識令別表第2の寸法	
イ	本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大又は縮小可		

2 施行日 平成25年4月1日

議案第18号 南相馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用許可対象物件として被災者の居住の用に供する応急仮設住宅等を加えるとともに、同令に準じて定めている占用料を改めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正理由

(1) 道路占用料の額の算定及び適正な額の見直し

(ア) 占用料については、一般的な土地利用における賃料相当額を徴収するという考え方から、民間における地価水準（固定資産税相当額）、地価に対する賃料の水準等を基礎として算定を行っている。

(イ) 地価水準、地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適正なものとするため、適宜見直しを行う必要がある。

(2) 道路法施行令（以下「政令」）及び福島県道路占用料徴収条例（以下「県条例」）の一部改正について

次の改正に準拠し、市条例を改正するものである。

**A 政令の一部改正
【平成23年4月1日施行】**

定額物件：電柱、ガス管等		
甲地	東京都特別区、人口50万人以上の市	引上げ
乙丙地	甲地以外の市、町村	引下げ
定率物件：高架下の駐車場等		引上げ

**B 政令の一部改正
【平成23年10月20日施行】**

《道路の占用許可対象物件の追加》
高速道路以外の道路又は高速道路等に設ける食事施設、購買施設等
高速道路等に設ける休憩所、給油所等

**C 政令の一部改正
【平成25年4月1日施行】**

《道路の占用許可対象物件の追加》
太陽光発電設備及び風力発電設備
津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設

**D 県条例の一部改正
【平成25年4月1日施行】**

《道路占用料改定、占用許可対象物件の追加等》
道路占用料の額の改定
政令の改正Cに伴う追加
延滞金の条項の追加

2 改正内容

(1) 第1条による改正（別表関係）

(ア) 高速道路以外の道路又は高速道路等に設ける食事施設、購買施設等の追加

【政令第7条第6号に掲げる施設】

占用物件	年間占用料（㎡）
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.014を乗じて得た額
上空に設けるもの	
その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額

A：近傍類似の土地の時価（以下同じ）

(イ) 高速道路等に設ける休憩所、給油所等の追加

【政令第7条第11号に掲げる施設】

占用物件	年間占用料（㎡）
トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る）の路面下に設けるもの	Aに0.014を乗じて得た額
上空に設けるもの	
その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額

(2) 第2条による改正

(ア) 延滞金に係る条項の追加及び計算利率の引下げ（第6条関係）

現行では「市諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例」を準用していたが、政令に合わせた延滞金の条項を追加する県条例の改正に準拠し、延滞金等に係る条項を追加した。

【延滞金の計算利率～占用料の額に対する割合】

改正後	改正前
年 10.75%	年 14.5%（原則）

(イ) 道路法（以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物

占用物件	年間占用料		改定
	改正後	改正前	
第1種電柱	560円/本	630円/本	引下げ
第2種電柱	860円/本	970円/本	
第3種電柱	1,200円/本	1,300円/本	
第1種電話柱	500円/本	560円/本	
第2種電話柱	800円/本	900円/本	

占 用 物 件	年間占用料		改定
	改正後	改正前	
第3種電話柱	1,100円/本	1,200円/本	
その他の柱類	50円/本	56円/本	
共架電線その他上空に設ける線類	5円/m	6円/m	
地下に設ける電線その他の線類	3円/m	3円/m	変更無
路上に設ける変圧器	490円/個	550円/個	引下げ
地下に設ける変圧器	300円/m ²	340円/m ²	
変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1,000円/個	1,100円/個	
郵便差出箱及び信書便差出箱	420円/個	470円/個	
広告塔	2,000円/m ²	2,000円/m ²	変更無
その他のもの	1,000円/m ²	1,100円/m ²	引下げ

(ウ) 法第32条第1項第2号に掲げる物件

外 径	年間占用料		改定
	改正後	改正前	
0.07m未満	21円/m	24円/m	引下げ
0.07m以上0.1m未満	30円/m	34円/m	
0.1m以上0.15m未満	45円/m	51円/m	
0.15m以上0.2m未満	60円/m	67円/m	
0.2m以上0.3m未満	90円/m	100円/m	
0.3m以上0.4m未満	120円/m	130円/m	
0.4m以上0.7m未満	210円/m	240円/m	
0.7m以上1.0m未満	300円/m	340円/m	
1.0m以上	600円/m	670円/m	

(エ) 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設

年間占用料		改定
改正後	改正前	
1,000円/m ²	1,100円/m ²	引下げ

(オ) 法第32条第1項第5号に掲げる施設

占 用 物 件	年間占用料 (m ²)		改定
	改正後	改正前	
階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	変更無
階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	引上げ

	階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	変更無
	上空に設ける通路	1,000円	1,000円	変更無
	地下に設ける通路	610円	600円	引上げ
	その他のもの	1,000円	1,100円	引下げ

(カ) 政令第7条第1号に掲げる物件(抜粋)

占有物件	年間占用料		改定
	改正後	改正前	
標識	800円/本	900円/本	引下げ

(キ) 政令第7条第2号に掲げる工作物(新設)
年 1,000円/m²

(ク) 政令第7条第3号に掲げる施設(新設)
Aに0.028を乗じて得た額/m²

(ケ) 政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設

占用料		改定
改正後	改正前	
月 100円/m ²	月 110円/m ²	引下げ

(コ) 政令第7条第8号に掲げる施設

占有物件	年間占用料(m ²)		改定
	改正後	改正前	
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	引上げ
上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	
その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	

(サ) 政令第7条第9号に掲げる施設

占有物件	年間占用料(m ²)		改定
	改正後	改正前	
建築物	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	引上げ
その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	

(シ) 政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場

占 用 物 件	年間占用料 (㎡)		改定
	改正後	改正前	
建築物	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	引上げ
その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	

(ス) 政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物

占 用 物 件	年間占用料 (㎡)		改定
	改正後	改正前	
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	引上げ
上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	
その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	

(セ) 政令第7条第12号に掲げる器具

年間占用料 (㎡)		改定
改正後	改正前	
Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	引上げ

(ソ) 政令第7条第13号に掲げる施設

占 用 物 件	年間占用料 (㎡)		改定
	改正後	改正前	
トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	引上げ
上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	
その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	

2段階による改正について

「第1条による改正」の要因である政令の改正は施行済であることから、この条例別表で引用する政令第7条関係の号ずれを速やかに改め、その上で「第2条による改正」の内容を政令等の施行に併せて、平成25年4月1日から施行するためである。

- 3 施行日 第1条 公布の日
 第2条 平成25年4月1日

議案第19号 南相馬市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例制定について

【趣旨】

河川法の一部改正に伴い、準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準を定めるため、新たに条例を制定するもの

【主な内容】

1 条例の概要

定める項目	条	内 容						
堤防	第3条 ～ 第18条	<p>堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とすることを原則とし、堤防に関する材質、構造、高さ、天端幅、法勾配、護岸、水制、管理用通路等について必要な基準を定める。</p> <p>《高さ》</p> <p>原則として、計画高水流量に応じ、計画高水位に次の表の右欄に掲げる値を加えた値以上とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画高水流量 (単位 1秒間につきm^3)</th> <th>計画高水位に加える値(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200未満</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>200以上500未満</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table>	計画高水流量 (単位 1秒間につき m^3)	計画高水位に加える値(m)	200未満	0.6	200以上500未満	0.8
計画高水流量 (単位 1秒間につき m^3)	計画高水位に加える値(m)							
200未満	0.6							
200以上500未満	0.8							
床止め	第19条 ～ 第22条	<p>床止めは、計画高水位以下の水位の流水的作用に対して安全な構造とし、かつ、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とすることを原則とし、床止めに関する護床工、護岸、魚道について必要な基準を定める。</p>						
堰	第23条 ～ 第33条	<p>堰は、計画高水位以下の水位の流水的作用に対して安全な構造とし、かつ、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とすることを原則とし、堰に関する構造、管理施設、護床工等について必要な基準を定める。</p>						

定める項目	条	内 容
水門及び樋門	第 3 4 条 ～ 第 4 1 条	水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とし、かつ、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とすることを原則とし、構造、管理施設、護床工等について必要な基準を定める。
揚水機場、排水機場及び取水塔	第 4 2 条 ～ 第 4 7 条	揚水機場及び排水機場は、河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とし、かつ、揚水機場及び排水機場のポンプ室、吸水槽及び吐出水槽その他の調圧部は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とすることを原則とし、揚水機場及び排水機場の吐出水槽、流下物排除施設、取水塔等について必要な基準を定める。
橋	第 4 8 条 ～ 第 5 3 条	河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とし、かつ、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とすることを原則とし、橋台、桁下高、護岸等について必要な基準を定める。
伏せ越し	第 5 4 条 ～ 第 5 8 条	伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とし、かつ、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とすることを原則とし、伏せ越しの構造、ゲート等について必要な基準を定める。
適用除外	第 5 9 条	次の河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設 等」という。）については、この条例の適用除外とする。 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等 臨時に設けられる河川管理施設等 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等 特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造がこの条例の規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの
小河川の特例	第 6 1 条	計画高水流量が 1 秒間につき 1 0 0 m ³ 未満の小河川に設ける河川管理施設等については、規則で定めるところにより、この条例の規定によらないものとするができる。

2 施行日 平成 2 5 年 4 月 1 日

議案第20号 南相馬市災害時における相互支援に関する条例制定について

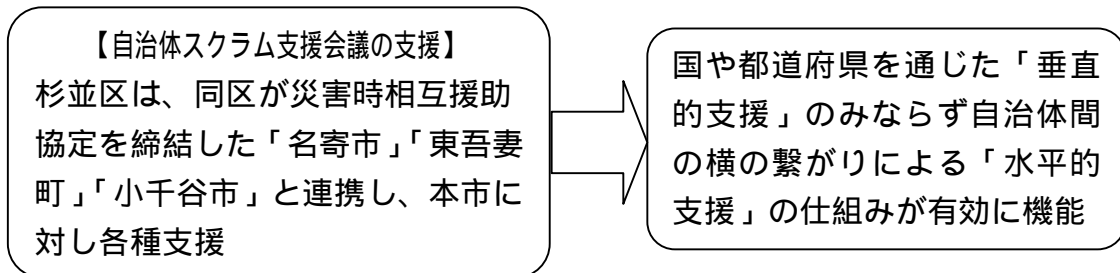
【趣旨】

大規模な災害が発生した場合における市区町村間の相互の支援に関する基本的事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

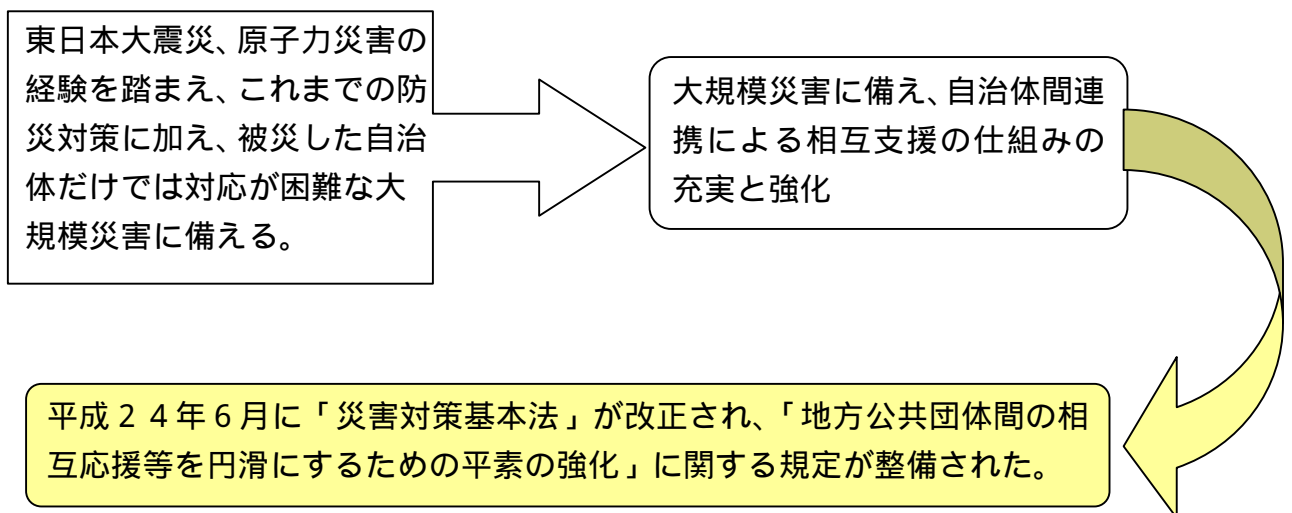
【主な内容】

1 条例制定の背景

- (1) 平成23年3月11日の発災以降、本市を支援する枠組み（杉並区を中心とする自治体スクラム支援会議）の有効性



- (2) 自治体間の連携による相互支援の仕組みの充実と強化



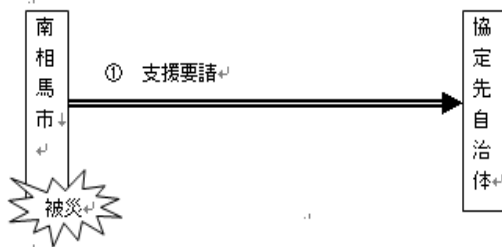
2 条例の概要

定める項目	条	内 容
目的	第 1 条	市民の生命、身体及び財産を保護 被災した市区町村に対する支援を迅速かつ円滑に実施できる体制の整備 をするため、災害時における市区町村間の相互の支援（以下「相互支援」）に関する基本的事項を定める。
相互支援の推進	第 3 条	他の市区町村からの支援を受ける場合や他の市区町村への支援を行う場合の具体的な方針を定める。 相互支援に関する協定を締結する市区町村の確保 災害時の円滑な連携を図るため、協定を締結した市区町村（以下「協定先自治体」）との交流の促進
災害時の支援の要請	第 4 条	《市の区域で災害が発生した場合》 市民の生命、身体及び財産を保護するため、市独自で十分な応急措置が実施できないと判断したときは、協定先自治体に対し支援を要請する。
・ 協定先自治体への支援 ・ 費用の支弁及び負担	第 5 条 第 7 条	《協定先自治体で災害が発生し、当該協定先自治体から支援の要請を受けたときの支援》 食料や水などの生活必需品の提供 防災資機材等の提供又は貸与 物資及び防災資機材等の輸送 被災者の一時受入れ 災害応急対策等に従事する職員の派遣 など 費用の支弁及び負担 市は当該支援に要する費用を支弁し、自治体間で協議し負担することができる。
・ 他の協定先自治体との連携 ・ 費用の支弁及び負担	第 6 条 第 7 条	支援を行うときは、被災した協定先自治体以外の協定先自治体に対し、市と連携した支援を要請することができる。 費用の支弁及び負担 市は、連携した支援を要請し、応じた協定先自治体が支弁した費用を負担することができる。 市長は、 により要請に応じた協定先自治体に対し、支援の内容、規模等について必要な調整をする。 協定先自治体から、協定の締結等をしている市区町村が被災し、連携した支援要請を受けたときは、要請した協定先自治体と協議し、必要な支援を行うことができる。

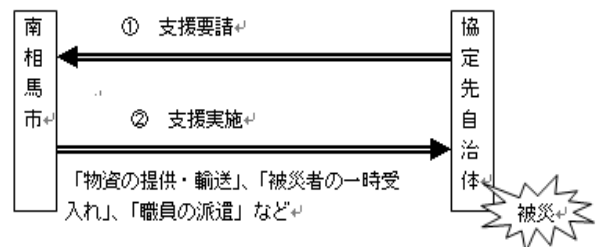
定める項目	条	内容
		<p>費用の支弁及び負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、当該支援に要する費用を支弁する。 ・当該支援を要請した協定先自治体と協議し、当該支弁した費用を負担することができる。
市民の支援活動に対する援助	第8条	市民が協定先自治体等の被災者を支援する活動を行うときは、当該市民に対して必要な援助を行うことができる。

【関連図】

第4条関係（災害時の支援の要請）

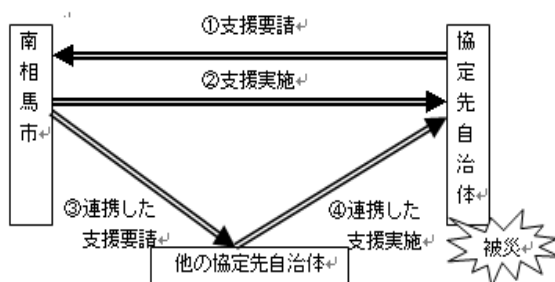


第5条関係（協定先自治体への支援）



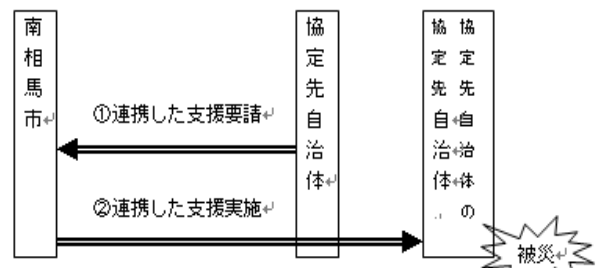
・支援に要する費用を支弁する。
 ・被災した協定先自治体と協議の上、支弁した費用を負担することができる。

第6条第1項関係（他の協定先自治体との連携）



・連携した支援に応じた協定先自治体と協議の上、当該自治体が支弁した費用を負担することができる。
 ・被災した協定先自治体と協議の上、当該自治体に対し市が負担した費用の負担を求めることができる。

第6条第3項関係（他の協定先自治体との連携）



・連携した支援に要する費用を支弁する。
 ・支援を要請した協定先自治体を協議の上、支弁した費用を負担することができる。

3 施行日 公布の日

議案第 2 1 号 南相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

地方自治法第 2 4 4 条第 1 項の規定に基づき公の施設として新たに屋内プールを設置するとともに、東日本大震災で被災した南海老グラウンドを廃止するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 屋内プールの設置（別表第 1 ～ 3 関係）

(1) 施設概要

名 称 南相馬屋内市民プール
住 所 原町区小川町 553 番地の 1
開館時間 午前 9 時から午後 8 時まで。なお、利用時間の区分は次のとおり。

午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
午後 0 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
午後 3 時から午後 5 時まで
午後 6 時から午後 8 時まで

(2) 利用料金

区 分		単 位	利用料金 (単位：円)
全面貸切り利用	非営利目的の場合	市内	1 時間 6,300
		市外	1 時間 9,450
	営利目的の場合	1 時間	22,050
一部貸切り利用	非営利目的の場合	市内	1 時間 3,150
		市外	1 時間 4,710
	営利目的の場合	1 時間	11,010
個人利用 (1 回券)	大人	1 回	500
	高校生	1 回	200
	小中学生	1 回	100
個人利用 (回数券)	大人	1 2 回	5,000
	高校生	1 2 回	2,000
	小中学生	1 2 回	1,000
個人利用 (年間券)	大人	年間	15,000
	高校生	年間	6,000
	小中学生	年間	3,000

2 南海老グラウンドの廃止（別表第 1 及び第 2 関係）

(1) 廃止の理由

平成 2 4 年 1 2 月に海岸防災林の区域範囲が確定したことから、今後の活用が見込めなくなったため。

(2) 施設の廃止

別表から「南海老グラウンド」を削除し、廃止する。

3 関係条例の一部改正（附則第2項及び第3項関係）

- (1) 障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例（別表関係）
- (2) 定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金の特例に関する条例（第2条関係）
屋内市民プールの設置及び南海老グラウンドの廃止に伴い、当該施設を追加又は削る。

4 施行日 平成25年4月1日

議案第22号 南相馬市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について

【趣旨】

水道法の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】



1 条例の概要

定める項目	条	内 容
布設工事監督者の配置する工事	第2条	<p>《布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事》 水道法第3条第8項に規定する水道施設の新設次に掲げる増設又は改造の工事</p> <p>(1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事</p> <p>(2) 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事</p>
布設工事監督者の資格 簡易水道事業は、2分の1の期間 ()で表示	第3条	<p>大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する科目を修めて卒業した後、水道技術について2年（1年）以上の実務経験を有する者</p> <p>大学の土木工学科又はこれに相当する課程において 以外の科目を修めて卒業した後、水道技術について3年（1年6か月）以上の実務経験を有する者</p> <p>短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、水道技術について5年（2年6か月）以上の実務経験を有する者</p> <p>高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、水道技術について7年（3年6か月）以上の実務経験を有する者</p> <p>水道技術について10年（5年）以上の実務経験を有する者</p>

定める項目	条	内 容
		<p>上記 の卒業者であって、大学院で1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、 の卒業者にあつては1年(6か月)以上、 の卒業者にあつては2年(1年)以上水道技術について実務経験を有する者</p> <p>外国の学校において、上記 ~ の学科目に相当する学科目を、上記 ~ に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれに規定する経験年数(経験年数の2分の1)以上水道技術について実務経験を有する者</p> <p>技術士法の規定による上下水道部門(選択科目で上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限り)に合格し、水道技術について1年(6か月)以上の実務経験を有する者</p>
<p>水道技術管理者の資格</p> <p>簡易水道事業は、2分の1の期間()で表示</p>	<p>第4条</p>	<p>布設工事監督者の資格を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の土木工学科又はこれに相当する課程以外の工学、理学、農学、医学又は薬学に関する学科目を修めて卒業した後、水道技術について4年(2年)以上の実務経験を有する者 ・短期大学又は高等専門学校において土木工学又はこれに相当する課程以外の工学、理学、農学、医学又は薬学に関する学科目を修めて卒業した後、水道技術について6年(3年)以上の実務経験を有する者 ・高等学校又は中等教育学校において土木工学又はこれに相当する課程以外の工学、理学、農学、医学又は薬学に関する学科目を修めて卒業した後、水道技術について8年(4年)以上の実務経験を有する者 ・大学の工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目以外を修めて卒業した後、水道技術について5年(2年6か月)以上の実務経験を有する者 ・短期大学若しくは高等専門学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目以外を修めて卒業した後、水道技術について7年(3年6か月)以上の実務経験を有する者 ・高等学校若しくは中等教育学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目以外を修めて卒業した後、水道技術について9年(4年6か月)以上の実務経験を有する者 <p>水道技術について10年(5年)以上の実務経験を有する者</p>

定める項目	条	内 容
		<p>外国の学校において、上記 の学科目又は の学科目に相当する学科目を、上記 又 に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれに規定する経験年数（経験年数の2分の1）以上水道技術について実務経験を有する者</p> <p>厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>

【参考】

-  布設工事監督者の資格を有する市職員数 ... 15人
-  水道技術管理者の資格を有する市職員数 ... 22人

2 施行日 平成25年4月1日

議案第23号 南相馬市下水道条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造の基準等を定めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 公共下水道の構造の基準の追加（第2条の2～第2条の7関係）

1 表右欄の点線枠内は、規則の規定

定める項目	条	内 容
排水施設及び処理施設に共通する構造の基準	第2条の3	<p>堅固で耐久力を有する構造 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度にする。 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないものを除く。規則で規定）は、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、人の立入りを制限する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(1) 排水管その他の下水が飛散、及び人が立ち入るおそれのない構造 (2) 人の立入りが予定される部分を有する場合 流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの ア) 下水道法施行令第6条に規定する基準 イ) 下水道法施行規則第4条の3第2項に規定する方法で検定した場合、大腸菌が不検出、かつ、濁度が2度以下 (3) その他、周辺の土地利用の状況、下水の水質等の状況から、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないもの</p> </div> <p>下水の貯留等で腐食するおそれのある部分 ステンレス鋼等の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止すること。 地震により下水の排除や処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の規則で定める措置を講ずる。</p>

定める項目	条	内 容
		<p>(1) 周辺の地盤に液状化が生ずるおそれがある場合 周辺の地盤改良、埋戻し土の締固め等又はくい基礎の強化等の有効な損傷の防止・軽減の措置</p> <p>(2) 周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合 護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止・軽減の措置</p> <p>(3) 施設の伸縮その他の変形により施設に損傷が生ずるおそれがある場合 可とう継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止・軽減の措置</p> <p>(4) 前号のほか、耐震性を確保するために必要と認められる措置</p> <p>《耐震性能》</p> <p>(1) 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設及び破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設並びに処理施設</p> <p>ア) 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。</p> <p>イ) 施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。</p> <p>(2) (1)以外の排水施設 (1)アに定めるとおりとする。</p>
排水施設の構造の基準	第2条の4	<p>排水管の内径及び排水渠の断面積 規則で定める数値を下回らないもの、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができること。</p> <p>《規則で定める数値》</p> <p>(1) 排水管の内径 100mm 自然流下によらない排水管 30mm</p> <p>(2) 排水渠の断面積 5,000 mm²</p>

定める項目	条	内 容
		<p>流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分 減勢工の設置その他水勢を緩和する措置</p> <p>暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所</p> <p>排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置</p> <p>暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所</p> <p>マンホールを設置</p> <p>ます又はマンホール 蓋を設置</p>
処理施設の構造の基準	第2条の5	<p>《処理施設（終末処理場に限る）構造の技術上の基準》</p> <p>脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置</p> <p>汚泥処理施設</p> <p>汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。</p> <p>(1) 排ガス処理設備の設置</p> <p>(2) 排液を水処理施設に送水する導管の設置</p> <p>(3) 残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置</p>
適用除外	第2条の6	<p>《第2条の3から第2条の5の規定の適用除外》</p> <p>次に掲げる公共下水道に適用しない。</p> <p>工事を施行するために仮に設けられる公共下水道</p> <p>非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道</p>
終末処理場の維持管理	第2条の7	<p>活性汚泥を使用する処理方法によるとき</p> <p>活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節する。</p> <p>沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたとき速やかにこれを除去する。</p> <p>急速ろ過法によるとき</p> <p>ア) ろ床が詰まらないよう定期的に洗浄等を行うこと。</p> <p>イ) ろ材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。</p> <p>～ のほか、施設の機能を維持するために必要な措置</p> <p>臭気、蚊、はえ等の発生を防止に努め、構内の清潔を保持する。</p> <p>のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。</p> <p>(1) 排ガス処理等の措置</p>

定める項目	条	内 容
		(2) 排液の水処理施設への送水等の措置 (3) 残さい物の飛散及び流出の防止等の措置
都市下水路の維持管理の基準に対する準用規定	第45条	しゅんせつは1年に1回以上行うこと。 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設は1月に1回以上行うこと。

2 施行日 平成25年4月1日

予算関係

【補正予算】

議案第24号 平成24年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第25号 平成24年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第26号 平成24年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第27号 平成24年度南相馬市育英資金貸付特別会計補正予算について

議案第28号 平成24年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第29号 平成24年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計補正予算について

議案第30号 平成24年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第31号 平成24年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について

議案第32号 平成24年度南相馬市太田財産区特別会計補正予算について

議案第33号 平成24年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第34号 平成24年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第35号 平成24年度南相馬市病院事業会計補正予算について

議案第36号 平成24年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について

議案第37号 平成24年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

【当初予算】

- 議案第 38号 平成 25 年度南相馬市一般会計予算について
- 議案第 39号 平成 25 年度南相馬市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 40号 平成 25 年度南相馬市介護保険特別会計予算について
- 議案第 41号 平成 25 年度南相馬市育英資金貸付特別会計予算について
- 議案第 42号 平成 25 年度南相馬市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 43号 平成 25 年度南相馬市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第 44号 平成 25 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計予算について
- 議案第 45号 平成 25 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 46号 平成 25 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算について
- 議案第 47号 平成 25 年度南相馬市太田財産区特別会計予算について
- 議案第 48号 平成 25 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 49号 平成 25 年度南相馬市水道事業会計予算について
- 議案第 50号 平成 25 年度南相馬市病院事業会計予算について
- 議案第 51号 平成 25 年度南相馬市工業用水道事業会計予算について
- 議案第 52号 平成 25 年度南相馬市下水道事業会計予算について

その他

議案第53号 財産の無償貸付について

【趣旨】

地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

貸付の目的	南相馬ソーラー・アグリパーク体験学習施設用地		
貸付する土地の表示	所在地など		
	原町区泉字前向15番など計38筆	明細は別紙1のとおり	
	合計	6,627.38㎡	
免除する貸付料の年額	182,624円		
貸付期間	契約の日から10年間		
貸付の相手方	東京都港区芝浦三丁目20番10号 一般社団法人 福島復興ソーラー・アグリ体験交流の会		

議案第54号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

取得の目的	市営陣ヶ崎公園墓地整備事業用地		
取得する土地の表示	所在地	地目	面積(㎡)
	原町区上太田字陣ヶ崎566番	畑	13,819
	原町区上太田字陣ヶ崎626番2	山林	4,960
	合計	18,779.00㎡	
取得予定価格	34,245,410円		
取得の方法	随意契約		
取得の相手方	福島市杉妻町2番16号 福島県知事 佐藤 雄平		

議案第55号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	旧警戒区域内にウェブカメラを設置し、帰還意思の持続、地域犯罪の抑止力を図るとともに、気象観測装置を設置し、気象情報を提供するため。
取得する動産及び数量	明細は別紙2のとおり
取得金額	67,935,000円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
取得の相手方	福島市御山字稻荷田83番地2 株式会社 メディアシステム

議案第56号 財産の処分について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

処分する財産	下太田工業用地		
処分する土地の表示	所在地	地目	面積(m ²)
	原町区下太田字川内迫310番5	山林	19,222.60
	原町区下太田字川内迫320番4	山林	5,818.25
	原町区雫字蛭沢175番3	山林	10,959.23
	合計	36,000.08m ²	
処分価格	333,000,000円		
処分の相手方	東京都千代田区麹町四丁目3番29号 ジー・エム・ジー株式会社		

議案第 5 7 号 損害賠償の額の決定及び和解について

【趣旨】

小高区内で発生した水道管漏水事故について、損害を賠償し和解するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

1, 282, 463 円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成 2 4 年 9 月 1 0 日、原発事故以降に給水を停止していた簡易水道の漏水調査を実施していたところ、水道水を通水した際、相手方宅内の停水バルブの止水を遺漏したまま通水したため、宅内の給水管から漏水し、居住家屋に損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

議案第 5 8 号 南相馬方部障がい程度判定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

【趣旨】

障害者自立支援法の一部改正により法律の題名が改められたことから、規約で引用する法律名の変更について、地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 改正内容

規約中に引用する法の名称を、次のように改める。(第 4 条、第 9 条第 1 項関係)

【改正前】

障害者自立支援法

【改正後】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

2 施行日 平成 2 5 年 4 月 1 日

報告

報告第1号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成25年1月21日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

39,186円

{	うち保険等により補てんされる額	39,186円
	市が自ら負担する額	0円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成24年9月7日午前9時15分頃、鹿島区檜原字新地平地内の市道2-18号線を走行中の相手方車両が、市道を塞いでいた倒木に衝突して車両前部を破損し、相手方に損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

【専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成25年2月8日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

150,675円

{	うち保険等により補てんされる額	28,700円
	市が自ら負担する額	121,975円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成24年5月30日午前10時頃、小高区福岡行政区集会場敷地内において、放射線測定業務を終え次の測定地に向かうため公用車を後退させたところ、後方に設置されていた防火倉庫に気づかず、衝突し、相手方に損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

【専決第3号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成25年2月15日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

34,362円

〔	うち保険等により補てんされる額	34,362円
	市が自ら負担する額	0円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成24年8月10日午前9時10分頃、原町区本町一丁目地内の市道本町南町線を走行中の相手方貨物自動車が、対向車両と擦れ違う際、車道にせり出す状態で設置されていた道路反射鏡に接触してフロントガラスが破損し、相手方に損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。